

戦争体験・被爆体験証言集等（DVD）の利用について

- 1 座間市原水爆禁止協議会（以下「協議会」という。）で保管する戦争体験・被爆体験証言集等（DVD）（以下「証言集」という。）は、証言者やその家族から承認を得て、御協力いただき、制作したものです。証言集等の全内容は著作権法によって保護されます。証言集等の使用を希望される方は、戦争体験・被爆体験証言集等（DVD）借用申請書を御記入いただき、協議会事務局に御提出ください。
- 2 戦争体験・被爆体験証言集等（DVD）申請書の貸出期間記載欄は、証言集等の受渡日と返却日を含めて御記入ください。なお、市若しくは協議会のイベントで使用する際又は、次に掲げるもののいずれかに該当する場合は、貸し出しができませんので、御了承ください。
 - （1）借用の目的が宗教活動、政治活動または営利活動であると認められるもの
 - （2）証言集の上映を対価として入場料、会費などを徴収するもの
- 3 証言集等の受け渡し・返却は座間市役所内の協議会事務局にて、行います。
- 4 証言集等の利用は、戦争・核兵器の悲惨さや平和の大切さを伝える場合に限り許可します。証言者及びその家族を傷つける恐れがあると判断される場合等、申請内容によっては申請を許可しない場合もあります。
- 5 証言集等の証言者やその家族から公開を中止するよう要請があった場合、戦争体験・証言集等は速やかに公開を中止してください。
- 6 証言集等は丁寧に扱い、紛失・破損等のないように注意してください。
なお、万一、紛失・破損等してしまった場合は、直ちに協議会に連絡し、使用者の責任と負担により、協議会の指示に従い、原状復帰してください。